

奈良民商ニュース

発行 奈良民主商工会

奈良市大森西町13-16

電話0742-33-7266

FAX 0742-34-5826

HP naramnsyo.jp

税務署が新体制で調査を開始

奈良税務署は7月10日、人事異動を行ない、新体制で税務調査を開始しました。

この間、「税務署からの電話で、申告内容の確認のため帳簿等を見せてほしいと言われ、応じると来訪された。領収書、請求書、パソコンのデータまで持ち帰られた」「帳簿、書類を紛失した、と言ったら同業者比率で推計課税され、多額の追徴課税を押しつけられた」などの相談が寄せられており、人権無視の不当な調査が横行しています。

『納税者の権利』身につけた対応を

税務署は、必要のあるときに納税者に質問したり書類を検査することが出来ます。しかし、通常の調査は任意調査で、あくまでも納税者の承諾が前提です。勝手に納税者の居室・店などに立ち入る、所有物に触れるなどは禁止されています。違法な調査を許さないため、しっかりと『納税者の権利』（10の心得）を身につけることが大切です。

税務調査についての10の心得

- ①自主申告は納税者の権利。
- ②税務署員の身分証明書を確認する。
- ③都合が悪ければ日時・場所を変更する。
- ④調査には信頼できる立会人を。
- ⑤調査の理由を確かめる。
- ⑥調査は目的の範囲に限定させる。
- ⑦承諾なしの侵入は断る。
- ⑧勝手に書類などを見るのは違法。
- ⑨承諾なしの取引先・銀行などの調査は断る。
- ⑩印鑑は命。押印を求められたらよく考える。



困っている人は民商へ

事前通知がなければ違法
税務調査にあたって、税務署は納税者に11項目の事前通知をすることが原則義務化されています。ひとつでも項目を欠いた場合は適正手続を欠いた違法調査となります。本紙裏面のチェック表を電話の近くや玄関などに貼っておきましょう。

「民商は税金に強い」とよく言われます。いっかんして、違法・不当な税務調査を許さず、税務行政の民主化を求め、納税者の権利を守る運動にとりくんで来たからです。お知り合いや取引先で税務調査で困っているなどの事例があれば、ぜひ民商をご紹介下さい。

記帳会

【日時】
9月18日（水）
13:30

【持ち物】
領収書・帳面・筆記用具・電卓・パソコン
(お持ちの方)



絵手紙教室

手ぶらでお越し下さい。

【日時】
9月17日（火）
10:00



9/7(土) 14時 ならでんフィールド

アルビレックス新潟 vs 伊賀F C



会員（飛鳥支部・入江努さん）の娘、入江未希さんが女子サッカーの最高峰・なでしこリーグで活躍中。所属チームのアルビレックス新潟の試合が奈良で開催されます。みんなで未希さんを応援しましょう。詳しくは事務局・坂田まで。



税務調査 事前通知チェックシート

原則
事前通知あり

右記の10項目が通知されます
しっかりとチェックしましょう

例外
事前通知なし

1	調査官(担当者)の所属官署と氏名		
	税務署		部門
	国税局		課
氏名		他 人	
複数で来る場合も、代表の1人だけ通知すればよいことになっています。何人で来るのか、必ず聞いてください。			
2	調査を受ける者(調査対象者)の氏名・名称と住所		
	氏名・名称	住所	
3	調査日時(都合が悪ければ変更できます)…チェック欄5に関連		
	月 日 時 分	調査の期間が示された場合 月 日まで 日間	
4	調査場所(都合が悪ければ変更できます)…チェック欄5に関連		
5	調査日と調査場所は、合理的理由があれば変更を協議するという説明		有・無
6	調査の目的(理由)	①	②
7	調査の対象となる税目(なに税か)		
	税	税	税
8	調査の対象期間(年分または年度(期))		
	年分・期から	年分・期までの	年・期分
9	調査の対象となる帳簿書類や物件(具体的に聞き取って記述してください)		
	①	②	③ ④ ⑤
10	通知事項以外に非違が疑われることとなった事項は、改めて通知しなくても質問検査できるという説明		有・無

①「突然の調査はおことわり、日を改めてきてください」
まずはきっぱり断り、中に入れないでください

② すぐに班や支部の役員、民商に連絡してください

私の連絡先

民 商:
支部役員:
班 係:

③ 班や支部で話し合っ
て、行動してください

①～③は、法律の施行に
関係なく、いつでもこれで
対応してください

●立ち上げの動機は
20年前、私が青年部
役員の頃、食事会、ボー
リング、テニス、民商
まつりなど多彩なイベ
ントにとりくみました。
現在、青年部が休眠中
であることを知り、残
念に思ったことです。
同時に、楽しかったこ
とを次の世代の人にも
経験してもらいたい、
役員の世代継承にも役
立てれば、と思います。
●心配ごとは
いまだきの若い人は、
「お酒を飲まない」「組
クルマ離れ」

8月の理事会で、青
年部活動の再開をめざ
し、青年対策部がつく
られました。
部長に選出された中
西めぐみさん(仕出し
(南支部))に意気
込みを聞きました。
●7月に交流会をやっ
てみて手ごたえは
思ったよりもたくさ
ん集まってくれてホッ
としてます。全商連青
年部協議会の部員資格
は「35歳まで」です
が、奈良民商青年部は
年齢基準を少し柔軟に
と考えてます。



「楽しい経験を若い人に」
中西めぐみ青年対策部長に聞く

●今後の活動について
交流会を開催して、
中心になるメンバーを
広げていきたい、女性
がいっぱい来てくれれ
ば良いなあ、と思いま
す。
年内に部長を引き受
けてくれる部員を見つ
け、来年には総会を開
催できるよう、青年部
を支援したいと思って
います。みなさんのご
協力をよろしく願い

組織離れ」の人が多くと
言われますが、商売人
として、人脈を広げる
のは不可欠なことと考
えています。どのよう
に交流をしていくかが
今後の課題だと思いま
す。

8・9月の予定

日 時	催 事 内 容	場 所
8月28日(水) 19:00	常任理事会	民商2F
9月1日(日) 10:00	全総連総会方針学習会・交流会	民商5F
9月2日(月) 19:00	理事会	民商5F
9月6日(金) 10:00	事務局員交流会	民商5F
9月7日(土)～8日(日)	中小商工業全国交流研究集会	長野市内
9月8日(日) 10:00	奈婦協幹部学校	奈良県社会福祉総合センター
9月17日(火) 10:00	絵手紙教室	民商3F
9月17日(火) 13:30	婦人部世話人会	民商3F
9月18日(水) 13:30	記帳会	民商5F

